

# 中村事務所 ニュース

9 月 号 第 7 4 号  
 発行日 2006 年 9 月 1 日  
 発行責任者 中村 仁 司  
 発行所 行政書士 中村事務所  
 新宿区西新宿 7-19-7-402  
 TEL03-5386-3001 FAX03-5386-3002

こんにちは 皆さん お元気でご活躍のことと思います。中村です。ジッダ(サウジアラビア)で 3 日(日本時間の 4 日)に行われるサッカーのアジアカップ予選、サウジアラビア戦に臨む日本代表は 1 日、アルアハリ競技場で早速練習を行ったそうです。過酷なアウェー 2 連戦を乗り切る準備のため。試合開催地のジッダは 1 年の大半の気温が 35~40 度で日中は 50 度を超え、湿度が 90% 以上と高温多湿。中東遠征は、まずは環境への適応が勝利への第一歩となる。サウジアラビア王国：国土面積は 215 万平方キロで日本の 5.7 倍。人口は約 2400 万人。イエメン共和国：アラビア半島の南端に位置し、国土面積は 55.5 万平方キロで日本の 1.5 倍。人口は 1970 万人。サウジアラビア戦が 9 月 3 日。イエメン戦が 6 日と中 2 日のハードな日程だが、がんばれ 日本！

## 助成金の種類・概要・助成率及び限度額

種類	概要	助成率及び限度額
<b>建設教育訓練助成金</b>		
第 1 種	認定訓練 職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成	1 人 1 月(コース又は単位)当たり 1,400 円から 19,500 円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
第 2 種	技能実習 雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費の一部を助成	一の技能実習について 1 日 13 万円かつ 20 日分を限度
第 3 種	① 職業訓練推進 要件を具備する職業訓練法人が、広域的に主に野丁場職種の職業訓練を計画的に実施する場合、運営費の一部を助成	支給対象費用の 2/3、一事業年度 6,000 万円を限度
	② 施設等設備整備 認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う場合、経費の一部を助成	設置整備費用の 1/2、3 億円を限度
	③ 受講援助 雇用する建設労働者に①の職業訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の 1/2(1 人当たり 2 万円を限度)
第 4 種	① 認定訓練 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1 人 1 日当たり 4,400 円又は 7,000 円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
	② 技能実習 雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について 1 人 1 日当たり 5,000 円かつ 20 日分を限度
<b>雇用管理研修等助成金</b>		
第 1 種	雇用管理研修等を実施する場合、経費の一部を助成	1 人 1 日当たり 5,000 円かつ 6 日分を限度
第 2 種	雇用する労働者に有給で雇用管理研修等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の雇用管理研修等について、1 日当たり 10 万円かつ 6 日分を限度
<b>福利厚生助成金</b> (下記の①②③④の助成金については、種類・支給対象者等によって別に 5 年間の支給限度額があります。)		
① 作業員宿舎	雇用する建設労働者の生活環境の改善を図るため、作業員宿舎を整備した場合、経費の一部を助成	新築、増築、改築、購入、耐火構造 3,000 万円、耐火構造以外 2,000 万円、賃借 1,000 万円を限度
② 現場福利施設	建設現場において、食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所及びシャワー室を整備した場合、経費の一部を助成	新築、購入 400 万円、賃借 200 万円を限度
③ リフレッシュカー	食堂、便所及びシャワー室のうち 2 以上の現場福利施設を備えた車両を購入した場合、経費の一部を助成	購入費用の 1/3、1 台当たり 200 万円かつ一事業年度当たり中小建設事業 200 万円、元方事業主 600 万円を限度
④ 全天候型仮設屋根	悪天候時等における建設労働者の作業を容易にするため、全天候型仮設屋根を賃借した場合、経費の一部を助成	(1 月分の賃借料÷床面積-500 円)の 1/3、一賃借物件 200 万円かつ一事業年度当たり 200 万円限度
⑤ 健康診断	期間を定めて雇用する建設労働者に健康診断を受診させた場合、経費の一部を助成	1 人当たり 3,900 円を限度
雇用改善推進事業助成金もごさいます。		

詳しい問い合わせ先は 雇用・能力開発機構 東京センター ホームページ <http://www.ehdo.go.jp/index.html>  
 文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 8 階 電話： 03-3816-8161 (河野)

## シリーズ 建設業 Q & A

Q. 他の都道府県へ移転したときは？

A. 知事許可業者が他の都道府県へ移転した場合には、許可権者が変更するため、移転後の都道府県知事に新たに許可申請することが必要です。これを「許可換え新規」といいます。

「許可換え新規」申請は、通常の新規申請と原則として異なる点はありません。ただし、許可権者が変わり、移転先の都道府県知事に申請するため、添付書類及び疎明資料が異なるので注意が必要です。

許可換え後の許可が下りるまでに許可期限がきてしまうと、許可の空白期間が生じるので、この点を考慮して移転の時期を検討することが必要です。

移転後の新しい許可が下りた時点で従前の許可は失効しますが、移転してから申請までの時間があまり空くと、始末書を出さなければならなくなったり、そのほか何かとトラブルのもとになるのですみやかに手続きを行うことが必要です。(新)

## 大好きハンバーグ！

“得意な料理は何？”と聞かれると“ハンバーグです！”と答えます。皆様もご存知のとおりハンバーグは 18 世紀頃、ドイツのハンブルクで誕生しました。

日本に伝わったのは、明治時代です。「メンチボール」「メンチボー」と呼ばれ洋食の人気メニューでした。この、ハンバーグが日本の家庭で作られるようになったのは、昭和になってからで、はじめは軍隊の食事でした。昭和 12 年の「軍隊調理法」というレシピには、ハンバーグのことを「挽肉油焼」と記載されています。大勢の兵隊さんたちが家庭に帰ったとき、伝えられ広まったそうです。

☞ 私のハンバーグ レシピ

①玉葱のみじん切りを炒めてさましておく。②パン粉を牛乳に浸す。合挽き肉(牛 7:豚 3)、溶き卵、①、②(調味料は、塩・胡椒・オリーブ・ウスターソース・醤油・ケチャップ・マヨネーズ)を混ぜ合わせ、よく熱したフライパンで両面こんがり焼き蓋をして中まで火をとおす。お好みでケチャップでも、和風おろしでも O.K. です!! (田上)

